

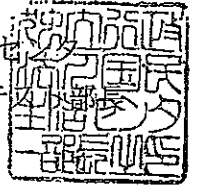


23 独国生商第 56 号

平成 23 年 7 月 7 日

厚生労働省 健康局
生活衛生課長 殿

独立行政法人 国民生活センター
商品検査部長



「ブライダルエステで危害発生！-施術を受ける際には、時間的な余裕を持って-」
について（情報提供）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より国民生活センターの業務につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは今回、「ブライダルエステによる危害」をテーマに調査・分析を行ったところ、別紙（平成 23 年 7 月 7 日報道発表資料）の内容で結果がまとまりましたので、情報提供いたします。

なお、要望・情報提供は下記の行政機関・関係機関に対して行ったことを併せてお伝えします。

記

<要望先>

- ・日本エステティック振興協議会
- ・財団法人 日本エステティック研究財団
- ・一般社団法人 日本全身美容協会

<情報提供先>

- ・消費者庁 消費者政策課
- ・経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課
- ・厚生労働省 医政局 医事課
- ・警察庁 生活安全局 生活環境課





平成 23 年 7 月 7 日
独立行政法人国民生活センター

ブライダルエステで危害発生！ －施術を受ける際には、時間的な余裕を持って－

エステサロンの利用経験者の 4 人に 1 人がいわゆるブライダルエステ^{注1)}を受けたことがあり、特に、20 代から 40 代までの女性では受けたことのある人の割合は 30%を超えている^{注2)}。

一方、このブライダルエステの相談のうち危害・危険に関する相談は年々増加している。PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には 2006 年度から 2011 年度までに合計 145 件^{注3)}入力されており、2006 年度と比較して 2010 年度は件数が倍増している^{注4)}(図 1)。

相談では、「美顔エステを受けたら顔に赤みが増した。挙式前なので不安だ」「顔のしみ取りの施術を受けたところ跡が残った。きれいになるためにブライダルエステを受けたのに跡が残ったらどうしてくれるのか」「痩身エステを受けたが、腕にあざが残った。施術代金等は補償すると言われたが腕が出るドレスを着るので精神的にショックを受けた」というように、単にエステティックサービスで危害を受けた相談に比して相談者の不安や不満は強いことが伺える。また契約した当日に施術を受けて、危害が発生したというケースも目立つ。

結婚式は一生に幾度とない晴れの舞台であることから、ブライダルエステの危害に関する相談の傾向や内容を分析し、トラブルの未然防止のために施術を受ける際の注意等を消費者に情報提供する。

(注 1) エステティックサービスには主に美顔サービス(フェイシャルエステ)、痩身サービス、脱毛サービス等があるが、ブライダルエステとはこれらのサービスを組み合わせて、あらかじめ決められた日までに提供されるものである。コースは、結婚式等の 1 年前や半年、3 カ月前などの長期プランもあるが、1 カ月前、1 週間前、3 日前、1 日前など短期プランも多く見られる。

(注 2) エステサロンで施術を受けた人のうちブライダルエステを受けた人は 26.6%という結果であった。(出典:關矢野経済研究所発行「エステティックサロンマーケティング総鑑 2011」)

(注 3) 2006 年 4 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日までの登録分。

(注 4) PIO-NET に入力されたブライダルエステに関する相談は、2000 年度から 2005 年度の間では件数は 10 件前後であったが、2006 年度以降は毎年約 20 件以上の相談が寄せられており、増加している。背景には、2006 年頃からインターネット広告や、結婚準備関連の雑誌等ブライダルエステの広告が大々的に取り上げられたことが考えられる。

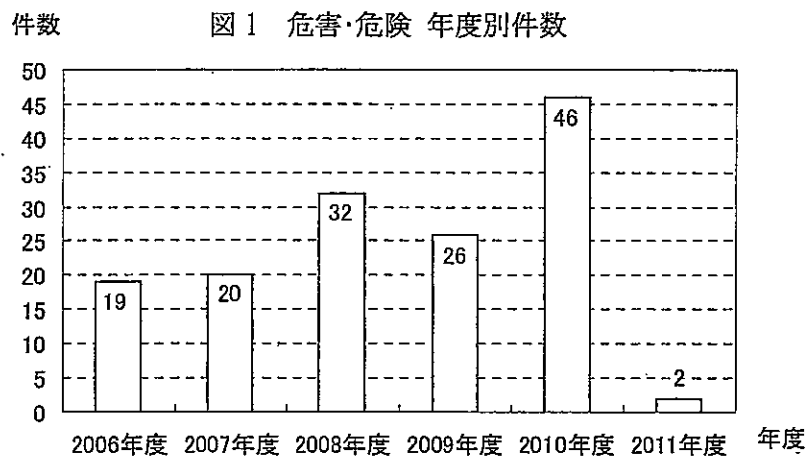
1. 相談の概要

(1) 件数の推移

PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に寄せられた、ブライダルエステに関する相談は2006年度から2011年度までで145件である(図1)。件数は年々増加傾向にあり、2006年度と2010年度を比べると倍増していることがわかる。

(2) 被害者の属性等(※以下資料内の数値は不明・無回答を除いて構成比を出したものである)

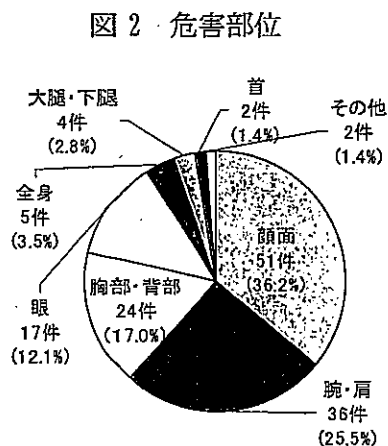
- 平均年齢は29.1歳。年代は、20歳代が79件(58.1%)と最も多く、30歳代が53件(39.0%)であり、20歳代と30歳代で全体の97%を占める。
- 性別は、145件全て女性であった。



2. 相談傾向と特徴

(1) 危害部位

主に顔面が多いが、腕・肩等のウェディングドレスから露出する部位が続く



母数：141

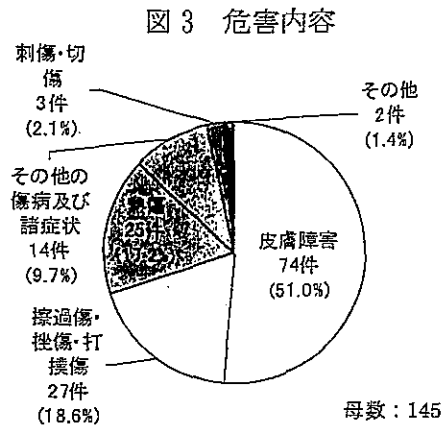
「胸部・背部」については、背中のシェーピングが多く見られた。「眼」については、大半がまつ毛エクステンション(注5)やまつ毛パーマであった(母数:141)。

(注5) シルクや化学繊維などの人工毛を専用の接着剤でまつ毛につけ、まつ毛を長くしたり濃くするなど、ボリュームアップする手法。本数や長さ、カールのタイプ、色などを自分の好みで選べる。最近は人工毛を1本1本まつ毛につける手法が主流となっている。扱い方やまつ毛の状態により個人差はあるが、3-4週間ですて直すのが一般的である。

参考：「まつ毛エクステンションの危害」http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20100217_2.pdf (平成22年2月17日公表)

(2) 危害内容

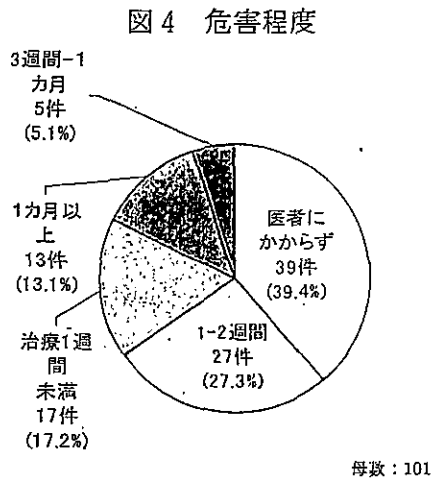
皮膚障害が全体の5割を占め、毎年度最も多い



「皮膚障害」には肌が荒れた、湿疹ができた、痒みなどがでた等の症状が見られた。2006年度以降、毎年度最も多い(母数：145)。

(3) 危害程度

大半が医者にかかっていないが、「1カ月以上」のものも13件



医者にかからなかった場合が39件(39.4%)と最も多く、1-2週間が27件(27.3%)、治療1週間未満が17件(17.2%)、1カ月以上が13件(13.1%)、3週間-1カ月が5件(5.1%)であった(母数:101)。

(4) 危害の特徴

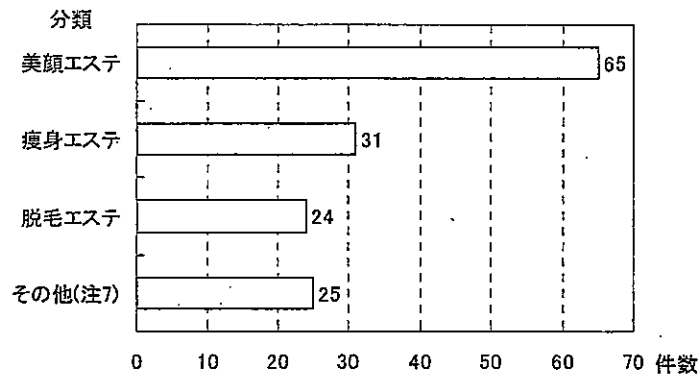
施術内容は顔に行われる「美顔エステ」が65件(44.8%)と最も多く、全体の約4割を占める。次いで、「痩身エステ」が31件(21.0%)「脱毛エステ」が24件(16.6%)、と続く(図5)。

危害部位を見ると、ウェディングドレスが腕や背中が出るデザインのもの主流となり、肌が露出する部分に施術を行うことが多いためか「胸部・背部」の危害がブライダルエステでは17.0%とエステティック全般の約5%と比べると高い。

平均購入金額は、約16万円であり、契約した日や、初めて施術した日に危害が発生している事例もある。

また、1つのサービスだけでなく、複数のサービスを同時に例えばフェイシャルエステと痩身エステなどを組み合わせて契約している。また、事例を見ると、約2割の人が「お試しコース」「体験コース」のサービスを受けている。その後、通常のコースを契約しているケースも見られる。

図5 施術内容別件数^(注6)



(注6) 主契約を基に特別に精査を行い、独自に分類を行ったものである。

(注7) 「その他」には、パック、シェービング等のほか、具体的な施術内容が不明なもの等が含まれる。

3. 主な事例

【事例1】腕が出るドレスのために痩身サービスを受けたが腕が腫れた事例

ウェディングドレスを着て写真撮影があるため、エステ店で痩身エステを受けたところ、両手の上腕部が腫れて痛くなった。腕の出るドレスを着るつもりだったが、着れない可能性が出てきた。事業者には、施術費の全額返金や写真撮影のキャンセル代などの補償をされると言われた。しかし、かなり前から計画をしていたので精神的ショックが大きい。慰謝料等も請求できるか。

(2011年3月受付 20代・女性・東京都)

【事例2】肌が弱いと伝えたが、受けた施術で肌が荒れ写真撮影が出来なかった事例

結婚式の写真を式の前に撮影する予定だったので、ブライダルエステについて書かれたタウン情報誌を見て、美顔エステと脱毛処理を受けた。美顔エステを受ける際にはアトピーで肌が弱いことは伝えた。施術の翌日が写真撮影の予定だったが、肌が荒れて写真が撮れず、用意していた生花が無駄になった。支払った施術料金や、生花の料金を事業者に請求したい。

(2010年11月受付 20代・女性・滋賀県)

【事例3】肩から背中中のシェービングで危害が発生した事例

11月の結婚式で和服を着るために、肩から背中にかけて毛をそってもらった。直後から肌がかゆくなり湿疹が出た。にきびのようになっており、病院へ行ったが、アクネ^(注8)除去をしないと式までに治らないと診断された。アクネ除去の治療は保険がきかず、片方の肩だけで1万円かかる。店側から、治療費を払わない旨の文書が届いた。どうしたらよいか。

(2010年10月受付 30代・女性・埼玉県)

【事例4】レーザー脱毛で危害が発生したが、契約解除が認められなかった事例

脱毛に関心があり、話を聞こうと思ってエステ店に行ったところ、脇や5箇所を選べるプランなど、10万円以上もする高額な5年間有効な脱毛コースを勧められた。スタッフが「ブライダル前だから」と強く勧めるので断りきれず契約し、腕にレーザー脱毛の施術を受けた。その後、

腕が赤くなり、ひりひり感やかゆみが出て病院で治療を受けた。契約解除を申し出たが、「1回施術を受けているのでクーリング・オフはできない」と言われた。契約を解除したい。

(2010年5月受付 20代・女性・長崎県)

【事例5】しみを消そうと思って受けた施術で、跡が残ってしまった事例

インターネットで調べたエステで、レーザーを使った顔のしみ取りの施術を受けた。いつもと違うエステティシヤンの施術で痛いと思ったら跡が残っていた。エステティシヤンは、かさぶたを作ってなくしていくので跡は残らず絶対治ると言う。結婚式を控えているのだから、施術を継続した方がいいと勧められてもいる。きれいになる為にエステに行ったのに、逆に跡が残ったらどうしてくれるのか。

(2010年4月受付 30代・女性・愛知県)

【事例6】写真撮影前に受けたまつ毛エクステンションで眼に傷がついた事例

結婚式を控えて、まつ毛のエクステをエステサロンでつけてもらった。施術中も痛みがあったが、そのまま続け、翌日目が痛んで充血した。眼科に行くと、白目に傷がついており、点眼治療と数日の通院が必要と言われた。翌日、結婚式写真の事前撮影をすることになっており、エステサロンに言う「キャンセル料など費用面は何とかする」と言われ謝罪された。写真は工夫して撮り終えたが、精神的にショックを受けた。

(2009年11月受付 年代不明・女性・愛知県)

【事例7】ピーリングの施術の説明が不十分だった事例

式場で紹介されたサロンでブライダル用の美顔エステを受けたら、翌日に顔が赤くかゆくなった。アンケートには「過去にアトピー性皮膚炎にかかったことがある」と記入していた。フルーツ酸を使っての施術と言われたが、ピーリングとは知らなかった。皮膚科の診察では化粧品の成分がアトピーを再発させたようで、飲み薬と塗り薬で様子を見ることになったが補償を求められるか。

(2009年3月受付 30代・女性・南関東)

(注8) アクネ菌は人間の皮膚に常在する菌のひとつで、大量に発生するとにきびの原因にもなると言われている。

4. 問題点

(1) 結婚式等の直前の施術で危害が発生している

結婚式や記念撮影日の直前に施術を受け皮膚トラブル等が発生している。結婚式等はあらかじめ日程が決められており、当日までに回復しなかったり治療が間に合わないことがある。

(2) お試しコースでも危害が発生している

相談の約2割が「お試しコース」や「体験コース」を受け危害が発生している。初めてのエステティックサービスで危害が発生している事例も見られることから、結婚式等の直前に施術を受けることは避けた方がよい。

(3) 施術前に自分の体質等を事業者伝えていたがトラブルが発生している

相談者が「肌が弱い」「アトピー性皮膚炎にかかったことがある」等と自分の体質等を事業者

に伝えて施術を受けたが危害が発生しているケースが見られる。事業者には十分はカウンセリングや必要に応じてパッチテストを行う等一層の慎重さが求められる。

(4) 複数のサービスを契約し施術を受けている

相談が多いのは「美顔エステ」であるが、「痩身エステ」と「脱毛エステ」ように、複数のサービスを契約していることも特徴である。

(5) 違法性があると考えられるサービスが提供されている

1) まつ毛エクステンション

結婚式等で、まつ毛を長く見せたり目元をはっきりさせることを目的として、まつ毛エクステの施術を受けているケースが見られるが、まつ毛の施術を行うには、美容所としての届けがある施設で美容師の資格がある人が行うこととされている^(注9)。事例の中には、届けのない施設(エステサロン)で施術を受けたと思われるものが見られる。

2) レーザー脱毛・しみ取り、ケミカルピーリング

厚生労働省の通知によれば、医師免許を持たない人がレーザー光線等を使って脱毛やしみ取りを行うことや、酸等の化学薬品を肌に塗り、しわやくすみなどに対して表皮を除去し、全体的に肌のくすみなどをとるケミカルピーリングを行うことは、医師法に違反する可能性があると考えられる^(注10)。

3) シェービング(毛そり)

顔、肩、首筋等の産毛を剃ると肌のつやが良くなったり透明感のある肌に見えることから結婚式の前にシェービング(毛そり)をすることもある。顔そりは理容師法により規制されており、理容師の資格を持つ人が、届け出のある施設で施術を行うこととされている^(注11)。事例を見ると、肩や背中をシェービングして危害が発生したケースがある。

(注9) 厚生労働省の通知(平成20年3月7日 健衛発第0307001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知)によれば、まつ毛エクステンションは美容師法にいう美容に該当するとされる。まつ毛エクステンションの施術をする場合は、美容所の届けがある施設であり、施術者は美容師の有資格者でなければ施術してはいけない。

(注10) 厚生労働省の通知(平成13年11月8日 医政医発第105号 厚生労働省医政局医事課長通知)によれば、医師免許を持たないものが業としてレーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為、酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為を行えば医師法17条に違反するとされる。

(注11) 美容師が行う顔そりについては、昭和23年12月8日 衛発第38号「理容師法の運用に関する件」で化粧に附随した軽い程度の顔そりは化粧の一部として美容師が行ってもさしつかえないとされているが、顔そりを独立した施術として行うことはできない。
理容師法及び美容師法は、通常首から上の容姿を整えることを対象としている。

5. 専門家からのアドバイス

東海大学医学部専門診療学系皮膚科学

小澤 明 教授

- ・ エステティックサービスに関して言えば、いわゆる「かぶれ(接触皮膚炎)」は、一次刺激性接触皮膚炎とアレルギー性接触皮膚炎が発生する可能性がある。

また、単にその物質だけでは障害を起こさなくても、それに光線(日光)があたることにより化学反応を起こして、皮膚に障害を生じることもある(光接触皮膚炎)。とくに、エステティックサービスでは、露出部分のケアを中心に行うと考えられ、その障害発生には光線の関